

会 議 録

会議名 (審議会等名)		令和7年度 第2回相模原市子どものいじめに関する審議会		
事務局 (担当課)		学校教育課 電話042-704-8916 (直通)		
開催日時		令和7年9月8日(月) 午後3時00分～4時30分		
開催場所		相模原市南区合同庁舎3階 講堂		
出席者	委員	12人(別紙のとおり)		
	その他	5人		
	事務局	4人		
公開の可否		☒ 可 ☐ 不可 ☐ 一部不可	傍聴者数	0人
公開不可・一部不可の場合は、その理由				
議 題		1 学校教育課長あいさつ 2 審議 議題1 (1) 市が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について (2) 市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について 議題2 いじめ対応マニュアル改訂の方向性について 議題3 いじめ重大事態対応フロー改訂について 3 答申書(第1案)について 4 その他 (1) 今後の予定について		

議 事 の 要 旨

1 学校教育課長あいさつ

- ・農上学校教育部長が欠席であったため、菅原学校教育課長が開会のあいさつを行った。
- ・事務局より、相模原市子どものいじめに関する審議会規則（以下「審議会規則」という。）第4条第2項に規定する定足数を満たしており、会が成立していることを報告した。

2 審議

議題1（1）市が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について

○藤原会長

議題1（1）「市が令和6年度に実施した、いじめ防止等の施策の実施状況について」議論する。第1回審議会で各委員から質問等のあった事項について担当課より回答いただいた上で審議を進めたいが、いかがか。

[異議なし]

○藤原会長

第1回審議会では、「8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知活用」、「22 いじめ相談ダイヤル対応」の2項目について質問があった。「8 発達障害のある子どもの理解と支援の手引きの周知活用」については、手塚委員から、「昨年度と比較して小学校も中学校も活用率が下がっている。特に中学校の活用率が17.1%となっているが、活用できていない原因としてどのようなことが考えられるのか。また、当該手引きを活用することにどのような意味があるのか。」といった質問があった。この件について、まず学校教育課より説明いただきたい。

○上田学校教育課総括主幹

学校教育課では、年2回、各学校の人権福祉教育担当者の教員向けに人権福祉教育担当者会を開催しており、当該会議の中で、本手引きを活用して授業を行ったか否かを調査している。活用率としては低い数値が出ているものの、多くの教員に認知されているものと認識している。

○西内支援教育課長

本手引きは、発達障害や多様性への理解を高めるために、現場の教員と教育委員会が一体となって作成したもので、当初はいじめ対応への活用を目的としていなかった。当時、相模原の支援教育に携わる教員が、手引きを作成する過程で改めて支援教育について学ぶことで、地域の支援教育を引っ張るミドルリーダーとして活躍できるのではないかという期待もあった。

人権福祉教育に関する授業での活用率は決して高くないが、先日、支援教育コー

ディネーターを対象に挙手方式で本手引きの認知率を確認したところ、ほぼ全ての支援教育コーディネーターが認知していたことから、教員内での認知率は高いと認識している。今後、人権福祉教育に関する授業での活用率を高めるための取り組みとして、改訂版いじめ対応マニュアルの未然防止の項目の中で、本手引きのリンクを掲載するなどの対応が考えられるのではないかな。人権福祉教育という広い分野の中で、発達障害に対する理解がより求められているという実情も踏まえながら、本手引きを多様性への理解向上に活用したい。

○藤原会長

「22 いじめ相談ダイヤル対応」については、大澤委員より、「保護者が自分の子どもがいじめられていることに気付いたときに、その声をどのように拾ってあげるかということがとても大事である。虐待対応における「ダイヤル189」のような、とりあえず相談できる窓口を設置し、そこから裾野を広げていくほうが保護者にとっては分かりやすいのではないかな」といった意見があった。学校教育課からは、色々な相談窓口をまとめて紹介している「こまったときは 相談しよう そうしよう」というツールについて説明があったが、改めて詳細な説明をいただきたい。

○菅原学校教育課長

資料2-1を確認いただきたい。前回紹介した「こまったときは 相談しよう そうしよう」という検索ツールは、令和7年5月1日から利用開始したもので、市としても報道発表をするなど、広く周知に努めている。本ツールは、子供・若者の皆さんに何か困りごとがあった際、自分の困りごとにあったカテゴリーを選択いただくことで、素早く適切な相談先につなぐことを目的としており、市内小中学校の全児童生徒に配布しているクロームブックや、個人のスマートフォンから利用することができる。行政としても、子ども達の困り感をいち早くキャッチし、適切な支援につなげたいという思いで、今までバラバラに掲載されていた相談先をまとめたものである。

○大澤委員

児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」はよく市民に浸透していて、虐待事案が素早く行政に届き、対応できる体制が整っていると思う。それと比較すると、今回紹介いただいたツールは、分かりやすさや相談機関とのつながりやすさに課題があると感じる。これを改善する具体的な方法として、最初のページに「いじめ」などの具体的な困りごとの項目を設けたり、匿名で相談できることを示したりする方法が考えられる。いじめられた子どもはそれを苦に死を考えたり、自傷行為をしたりしてしまう可能性があるため、一刻も早く相談先につなぐため、もっと早い段階でいじめという項目が選択できるようにしたほうがよいのではないかな。

○菅原学校教育課長

相談者を安心させる説明文の掲載場所や、カテゴライズの方法には工夫の余地が

あると考えている。よりよいツールとするため、いただいた意見も踏まえて検討する。

○栗木委員

児童生徒に配布されているクロームブック内からすぐに本ツールを開くことができる仕組みがあるとよいと思うが、現状について伺う。

○菅原学校教育課長

本ツールは、クロームブック内のお気に入りに入っているため、児童生徒はそこからすぐに開くことができる。

○栗木委員

クロームブック内にそのようなツールがあることを知らない保護者が多いのではないか。保護者の中で本ツールについて周知してもよいか。

○菅原学校教育課長

問題ない。市PTA連絡協議会にも協力いただければありがたい。

○關山委員

相談者にとって相談時に名乗る必要があるか否かは重要な問題であるため、1ページ目に説明があった方がよい。また、いじめに関する相談はとても重いものだが、いじめに限らず様々な困りごとを相談につなげるツールであるため、いじめに関する相談窓口だけを特に強調することも難しい。どの困りごと子どもにとっては深刻な問題であるため、カテゴライズ等については慎重に検討いただきたい。また、相談者にとって、相談内容に関する秘密が守られるという安心感も重要なポイントであるため、掲載する説明文等について検討する際には参考にしていきたい。

○菅原学校教育課長

いただいたご意見も踏まえ、説明文等について検討する。

議題1（2）「市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」

○藤原会長

次に、議題1（2）「市立小中学校等が令和6年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況について」について議論する。資料6を確認いただきたい。第1回審議会では、「2 学校が実施した主な施策等」、「（4）いじめの早期発見」のうち、いじめに関するアンケート調査に関して、各校長から実施の意義等について説明いただいたところだが、実施する上で大切にしていることや実施後の対応について、改めて説明いただきたい。

○二宮校長

新宿小学校で実施しているアンケート調査では、1，2年生用の形式と、3年生以上用の形式を分けている。1，2年生用では、大まかに良いことも悪いことも書

いてもらうような形式になっているのに対し、3年生以上用では、質問をさらに具体化し、例えば「学校でどのようなことに困っているか」のような質問項目を設けてアンケートを実施している。アンケート調査は、6月、10月、2月のように毎学期1回ずつ実施しており、実施後には当該アンケートを基にした全員面談を行っている。また、特に気になることを書いていない児童についても、アンケートに書いていない困りごとがないか聴き取り、いじめ対応や困り感の支援に生かしている。アンケートや面談を通して、学校生活における児童の困りごとが明らかになるほか、学校として対応中の事案に関しても、周りの子ども達がどのように感じているかが分かることもあるため、アンケート調査はとても有効な手段だと考えている。また、中には虐待やネグレクトにつながる内容など、家庭の困りごとをアンケートに書く児童もあり、面談で聴き取りを行ったうえで、子育て支援センターや児童相談所に連絡する場合もある。

○小林校長

北相中学校では、いじめの調査に特化したアンケートを毎学期実施しているほか、生活全般に関するアンケートも取っている。いじめに特化したアンケートは、「誰にとっても安心、安全な場所になる学校を目指しているから、安心して、アンケートに答えほしい」旨を伝えた上で実施し、「自分のこと」、「見たり聞いたりしたこと」といった項目立てをしているほか、原則として無記名とし、相談したいことがある生徒のみ出席番号を記入する方式をとっている。また、生活全般のアンケートの中でもいじめに関する設問を設けており、こちらからも相談につなげることができる。アンケート実施後は迅速な対応を取ることとしており、実施後おおむね1週間以内での対応・解決を目指している。

いじめ事案については火曜日の1時間目に実施する支援会議において報告することとしており、教員間で情報を共有するとともに、組織として解決を図っている。これらのアンケートを通して、いじめをしてはいけないという風土を作ることにも繋がっている。

○藤原会長

アンケート調査において記名を求めるか否かについて、どちらにもメリットデメリットがあると考えているが、小中学校それぞれがどのように目的を設定し、判断しているか伺う。また、中学校で実施している教育相談以外のアンケートは、回答方法が「はい」、「いいえ」の2件法となっている。子ども達の気持ちは、0か100かではなく、グラデーションであるため、私がアンケートを作成する際は、「全くない」、「あまりない」、「少しある」、「いつもある」のように、小学校であれば4件法、中学校であれば5件法を採用している。被害者は、被害について言い出すかどうか迷っているため、「はい」「いいえ」の2件法で問われると、自分で被害を

言い出せない傾向にあるが、4件法や5件法であれば「少しある」にチェックをつけることができ、いじめの発見につながられるかもしれない。子ども達の微妙な気持ちや、小さいいじめを拾っていくという視点で考えると、そのような方法もあると考えるが、見解を伺う。最後に、アンケートの結果は保護者等に報告しているか否かについて伺う。

○二宮校長

小学校では、児童から回収したアンケートを全員面談に活用しているほか、児童が卒業するまでの間、保管する必要があることから、基本的に記名を求めているが、高学年になると記名を求めることで回答しづらくなってしまうことも考えられるため、対応を検討する必要があると考えている。また、小学校では2件法を採用しているが、いじめに関するアンケートとは別に、年間の教育活動等に関する内容を含めたアンケートを取る際には4件法を採用しているため、これらのアンケートとも比較をしながら対応を検討している。保護者への情報提供については、何か伝えなければならない記載があった児童についてはその都度保護者に報告をしているが、全ての保護者に対して結果を伝えることはしていない。ただし、年間の様々な教育活動を含めたアンケートの結果については、全体の傾向や結果を受けた来年度の方針等について文書で保護者に伝えている。

○小林校長

北相中学校では、アンケートの回答しやすさを重視して記名を求めている。また、中学校でも2件法を採用しているが、アンケート後に全員面談を実施しているため、面談の際に生徒の微妙な気持ちを具体的に聴き取っている。保護者への情報提供については、小学校と同様、伝えなければならない記載があった生徒についてはその都度保護者に報告をしているが、全ての保護者に対して結果を伝えることはしていない。ただし、3学期に実施する1年間を通したアンケートの結果と合わせて、全体的な傾向と次年度に向けた方針については、保護者に伝えている。

○藤原会長

いじめの発生率は、学級の風土によって大きく変わるといわれている。アンケートを実施する際、「自分のこと」や「見たり聞いたりしたこと」という項目のほか、学級そのものの雰囲気を問う項目があると、教員がアンケートを活用する際に参考になるのではないかと。子ども達のためはもちろん、教員の気づきや学級経営の振り返りにつながるようなアンケートの活用方法も意識していただきたい。

○中尾教育局参事

これまで様々な学校のアンケートを拝見してきたが、「少し当てはまる」といっ

た回答を拾って個別に聴き取りをしたところ、深刻ないじめにつながっていたというケースがあり、4件法、5件法でアンケートを実施したほうがいじめを認知できる可能性が高いと感じている。また、アンケート自由記載欄において、いつどこで誰が誰に何をしているところを見たという記載があれば、速やかに調査ができるため、自由記載欄を上手に活用できている学校は、アンケートを基にしたいじめ対応を適切に行うことができていると感じている。

議題2 いじめ対応マニュアル改訂の方向性について

○藤原会長

議題2「いじめ対応マニュアル改訂の方向性」について議論する。事務局より説明いただきたい。

○事務局

資料2-2等をもとに、議題2「いじめ対応マニュアル（試作版）」について説明した。

○深松委員

いじめ防止基本方針は各学校での作成が義務付けられているが、相模原市における作成状況について確認したい。また、各学校から保護者に対し、いじめ防止基本方針がどのように周知されているか伺う。

○上田学校教育課総括主幹

相模原市立小中学校でも、いじめ防止基本方針を作成しており、各学校のホームページにて公開している。

○深松委員

家庭におけるインターネットの普及率が高くなり、ホームページでの周知によってほぼすべての家庭がアクセスできる状況にあるという理解でよいか。また、紙ベースでの配布は行っているか。

○上田学校教育課総括主幹

家庭におけるインターネットの普及率は高まっており、学校から保護者への主な連絡ツールもメール等となっている。ホームページに掲載することで、基本的に保護者に確認いただけるものと考えている。また、紙ベースでの配布は行っていない。

○竹下副会長

資料2-2「いじめ対応マニュアル（試作版）」の17ページ「参考 重大事態

の例」の中で、「いじめにより転学等を余儀なくされてた場合」が1号重大事態の例として紹介されているが、2号重大事態の誤りではないか。

○上田学校教育課総括主幹

ご指摘のとおりであるため、今後整理して資料を修正する。

○安藤委員

14ページ「指導・支援」の中に、「再発防止に向けた指導・支援」について記載がある。最新の生徒指導提要（改訂版）の中には、加害児童生徒へのアセスメント評価と指導支援が再発防止の鍵となると明記されている。このことについて、相模原市のいじめ対応マニュアルにどのように盛り込む考えか確認したい。

また、事案発生後の児童生徒のフォローアップについて、教員個人での対応には限界があるため、教員一人ひとりの負担を軽減するためにも、管理職を始めとした学校全体で取り組む必要がある。児童生徒の生きづらさ、不満、ストレスといったものを教員が把握し、寄り添うことがいじめの未然防止にもつながると考える。

○上田学校教育課総括主幹

対象児童生徒へ支援や関係児童生徒への指導の項目に関しては、生徒指導提要（改訂版）等、様々な資料や、委員からいただいた意見を踏まえ、改訂作業の中で内容を充実させたいと考えている。

○關山委員

事務局より、改訂後のいじめ対応マニュアルでは、いじめへの対処に関する項目を充実させる旨の説明があった。実際に発生しているいじめへの対処を優先することは当然であると思うが、日頃からいかにいじめが起きない環境を作るかということが軽視されないよう留意いただきたい。

7ページ「2. いじめの早期発見」の「(2) 訴え（アンケート・本人からの訴え）」に記載されているとおり、アンケートはいじめの早期発見のために有効な方法であるが、子どもは、アンケートで回答したことによって呼び出され、そのことが周りに知れ渡ってしまうことに非常に気を遣う。全員面談は、アンケートに回答した子どもを目立ちにくくするといった効果もあるため、アンケート実施後に全員面談を実施し、その結果をしっかりと分析するという流れはワンセットで大切にしたい。

8ページ「(3) 情報（本人及び保護者からの訴え・他の児童生徒及び保護者からの情報）」の後半の文章の意味が分かりにくいため、表現を検討してほしい。

15ページにおいて、ポジティブ行動支援が紹介されている。この中で、「4. 個別支援と集団支援の併用」といった記載があるが、この部分に関する説明が不足

しているのではないか。いじめが起こりにくい学級風土を作るため、子ども達の自らいじめの芽を摘むことができる力をどのようにつけさせるかといったことについて、分かりやすい説明があるとよい。

15 ページに警察との連携に関する記載があるが、教員だけでは対応しきれず、警察の専門性を生かした対応が必要になる場合はある。教員がそのような事案に対応しきれず、時間を要している陰で犠牲になっている子ども達がいるため、教員が安心して警察に相談できるよう、警察と連携して対応すべきケース等について学校現場に周知してほしい。

いじめは、いじめられる子、いじめる子、傍観者の3層構造とよくいわれるが、傍観者が傍観していることを恥ずかしいと思える土壌を作っていくことが重要である。16 ページに「学級への指導」について記載があるが、学級だけでなく学校全体でそのような雰囲気を作る助けになるような形にまとめていただきたい。

21 ページ「(3) 発達支持的取り組み」について、「多様性に配慮し均質化のみに走らない学校づくりを目指す」という記載があるが、特に中学校において、均質化を求めるあまり生徒の個性を摘んでしまう場面がある。子ども達には、例えば、校則のあり方を柔軟に捉え、自分達で議論して変えるくらいの力を身につけさせてほしい。

16 ページ「(4) 課題予防的取組」について、「児童生徒が主体的にいじめ問題を解決する集団の育成にも留意することが大切です」という記載がある。子ども達が自由に発言することができ、いじめ等の問題行動を取った児童生徒に対し、他の児童生徒が注意できる学級風土を作っていくことが重要である。このような視点も大切にしながらいじめ対応マニュアルの改訂作業を進めていただきたい。

○菅原学校教育課長

教育の根幹に関わる部分へのご意見であり、教育委員会としても様々な機会を捉えて教員に伝えているほか、各学校でも議論いただいているところである。従来のいじめ対応マニュアルには、いじめの対処以外の内容が多く含まれており、教員がいじめの対処に関する情報にたどり着くまでに時間がかかるという課題があったため、今回の改訂作業では、いじめの対処に特化した内容とすることとしている。改訂の趣旨も踏まえながら、いただいたご意見を可能な範囲で反映させたいと考えている。

議題3 いじめ重大事態対応フロー改訂について

○藤原会長

議題3「いじめ重大事態対応フローの改訂について」について議論する。第1回審議会でも各委員より意見等をいただいたところだが、改めて資料8を確認いただき、追加の意見等があれば発言いただきたい。

[意見等なし]

3 答申書（第1案）について

○藤原会長

続いて、「3 答申書（第1案）について」議論する。事務局より説明いただきたい。

○事務局

資料2－4等をもとに、答申書（第1案）について説明した。

○藤原会長

第1回審議会において各委員からいただいた意見を整理して第1案を作成したところだが、修正点や追加すべき内容等についてご意見いただきたい。

○深松委員

相模原市におけるスクールカウンセラー配置状況について確認したい。

○菅原学校教育課長

相模原市においては、小学校では1名、中学校では2名のスクールカウンセラーを配置している学校がほとんどである。児童生徒や保護者は、各学校でカウンセリングを受けることができるほか、学校で相談しづらい場合は、各区に設置されている相談室で相談を受けることができる。その他に、子育て支援センターや児童相談所にも通常のカウンセラーが配置されている。

○稲田委員

現在の答申書では、学校においても様々な場面で活躍しているソーシャルワーカーについて触れられていない。精神科の領域では、この数十年間の間で「社会とのつながり」が大きく進歩したと感じており、それを担っているのがソーシャルワーカーである。20年以上前に精神保健福祉士制度が国家資格化されてから、ソーシャルワーカーの権限や役割が徐々に大きくなっている。いじめ対応でも様々な機関との連携が重要であるが、学校、医療機関、警察、児童相談所等の様々な機関と子ども達の連携を取るなど、スクールソーシャルワーカーに社会福祉の知識や技術を生かした支援を行っていただけると大変心強い。例えば、諮問事項1の「(2) いじめへの対処」、「ア 心理の専門家の活用促進」において、スクールソーシャルワーカーの活用促進について記載するとよいのではないか。

○菅原学校教育課長

相模原市では、スクールソーシャルワーカーを教育委員会教育相談課に配置し、各学校を巡回いただいている。まだ数が少ないが、医療機関への同行受診等、家庭に対する福祉的なアプローチを担っていただいております、間違いなくいじめへの対処にもつながっている。いただいたご意見を踏まえ、答申書を修正する。

○關山委員

諮問事項3「(1) 構成の見直し」に、「子どもに自分で解決できる力を身につけさせる」という文章があるが、子どもが自分一人の力で乗り切る力を身につけさせるという意味ではなく、誰かに助けを求めたり、いじめを傍観せずに行動したりする力も含まれる。第1案の文章では誤解を招く可能性があるため、「子ども達が自立的、主体的に解決していく力を身につけさせる」といった文章としてはいかがか。

○菅原学校教育課長

これまで各委員からいただいたご意見を踏まえ、全体的に文章を修正する。

4 その他

(1) 今後の予定について

○事務局

委員の皆様からいただいた意見を参考に、答申書(第1案)を再度修正し、後日、答申書(第2案)を各委員に送付させていただく。各委員が第2案を確認した後、藤原会長が最終確認したものを本審議会からの答申書として提出させていただく。教育委員会としては、本審議会からの提言を今後の施策に反映できるよう取り組んでいく。

○藤原会長

最後に、次年度以降の答申に関して改めて確認する。令和6年度第2回審議会において、諮問から答申までの期間を、委員の任期である2年間とすることが確認された。現在の委員の任期が令和8年6月までであるため、次回の答申書は、令和8年度及び令和9年度の2年間かけて、作成することとなる。ただし、今年度の議題2又は3のように、1年間で審議答申する必要がある場合はその限りではない。

相模原市子どものいじめに関する審議会委員名簿

選出区分	氏名	推薦母体（所属・役職等）	出欠席
医師	稲田 健	北里大学健康管理センター （北里大学医学部精神科学 主任教授）	出席
学識経験のある者	藤原 寿幸	横浜国立大学（大学院教育学研究科 准教授）	出席
	竹下 昌之	相模女子大学（専務理事）	出席
法律に関し知識経験を有する者	田口 幸子	神奈川県弁護士会（田口法律事務所 弁護士）	欠席
子どもの発達及び心理に関し知識経験を有する者	稲富 正治	神奈川県臨床心理士会 （川崎こころのケアセンター センター長）	欠席
市内の公益的活動を行う団体から推薦された者	栗木 美穂	相模原市PTA連絡協議会	出席
	大澤 恵子	相模原市スポーツ少年団（副本部長）	出席
	關山 長成	相模原人権擁護委員協議会	出席
	鈴木 真司	相模原市自治会連合会（会計）	出席
市の住民	安藤 晴敏	市民公募	出席
	深松 鉄男	市民公募	出席
関係行政機関及び関係法人の職員	手塚 賢二	社会福祉法人中心会 （相模原南児童ホーム 副所長）	出席

区 分	氏名	所属・役職等
市立学校の校長の代表者	二宮 昭夫	相模原市立新宿小学校 校長
	小林 研一	相模原市立北相中学校 校長
学校の設置者	中尾 有一郎	教育局 参事
	菅原 勝	教育局学校教育部学校教育課 課長
	上田 和子	教育局学校教育部学校教育課 総括主幹
事務局	横井 智克	人権・児童生徒指導班 指導主事
	奥澤 直樹	人権・児童生徒指導班 指導主事
	角田 正洋	人権・児童生徒指導班 指導主事
	佐野 瑛平	総務班 主任